



平成27年5月14日

各 位

会 社 名 日 本 ア ン テ ナ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 瀧 澤 豊  
(東証JASDAQスタンダード・コード番号: 6930)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 清 水 重 三  
TEL 03-3893-5221

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について平成27年6月26日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第27条（取締役の責任免除）及び第35条第1項（監査役の責任免除）を新設するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、第35条第2項の一部を変更するとともに、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第27条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日	(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日	(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第26条 (現行通り)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)</u> <u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ</u> <u>って免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役</u> <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で同法423 <u>条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができ</u> <u>る。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める</u> <u>額とする。</u></p>
<p>第27条～第33条 (条文省略)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第34条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査</u> <u>役との間で同法423条第1項に定める責任を限定する契約</u> <u>を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める 額とする。</p>	<p>第28条～第34条 (現行通り)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)</u> <u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ</u> <u>って免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役</u> <u>との間で同法423条第1項に定める責任を限定する契約を</u> <u>締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める 額とする。</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行通り)</p>